

(輸入自動車特別取扱制度の下で日本国に輸入される自動車の取扱いに関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の書簡)

(日本側書簡)

(訳文)

本使は、環太平洋パートナーシップ協定の附属書二―Dに添付される自動車の貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の付録（日本国の付録D―1及びアメリカ合衆国の付録D）第四条の規定に関し、輸入自動車特別取扱制度の下で日本国に輸入される自動車（以下「PHP車」という。）に係る日本国の燃費規制の要件及び「財政上の奨励措置」の用語の適用範囲についての将来の取扱いを含む一定の事項に関する日本国政府の見解について、交渉の過程における貴国からの照会に対して回答します。

第一に、付録第四条1の規定に関し、本使は、PHP車に係るエネルギーの使用の合理化等に関する法律（いわゆる省エネルギー法）に基づく日本国の燃費規制の要件についての取扱いに関する日本国政府の見解を通報します。

省エネルギー法の目的は、日本国内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、エネルギーの合理的な利用のために必要な措置をとることです。

現在、省エネルギー法に基づく燃費基準及び燃費表示の要件は、P H P車には適用されていません。現時点において、同法に基づく前記の基準及び要件のP H P車への適用につながり得る関連要素における根本的な変化がないことから、同法に基づきP H P車に対して認めている現在の取扱いを変更する予定はなく、現在の取扱いが予見される将来において継続します。

第二に、付録第四条2の規定に関し、交渉の過程において、両政府の代表団は、二十十三年四月十二日の自動車の貿易に係る付託事項に従って、財政上の奨励について議論しました。日本国政府は、輸入自動車特別取扱制度及びその関連する規制が中央政府機関の自動車に関する財政上の奨励措置の対象からP H P車を排除しない方法で制定され、及び適用されることを日本国が確保することを定める同条2の規定の適用上、「財政上の奨励措置」の用語には、中央政府機関の税制上の奨励措置を含むが、これに限らないことを確認します。

加えて、日本国は、付録第四条の規定に従って財政上の奨励措置を実施する際には、環太平洋パートナー

シップ協定と整合的である限りにおいて、自動車（PHP車を含む。）について、当該財政上の奨励措置の基準を満たすかどうかを判断するために必要な要件を適用することができます。

最後に、自動車燃料の取扱いに関し、本使は、付録第三条3及び4における「自動車製品」の用語には燃料又は燃料添加物を含まないとの日本国政府の見解を通報します。

二千十六年二月四日

アメリカ合衆国駐在

日本国特命全権大使 佐々江賢一郎

合衆国通商代表 マイケル・B・G・フロマン閣下

(米国側書簡)

(訳文)

PHP車に係るエネルギーの使用の合理化等に関する法律（いわゆる省エネルギー法）に基づく日本国の燃費規制の要件についての取扱いに関する説明に感謝します。本代表はまた、アメリカ合衆国政府が財政上の奨励措置並びに自動車燃料及び燃料添加物の取扱いに関する日本国政府の見解を共有していることを確認します。

二千十六年二月四日

大使 マイケル・B・G・フロマン

アメリカ合衆国駐在

日本国特命全権大使 佐々江賢一郎閣下